

# 青森県報

第四千四百四十二号

平成二十八年  
五月二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等	(市町村課)	一
生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(高齢福祉課)	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	(同)	三
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	(同)	三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	三
家畜伝染病の発生	(畜産課)	四
基本測量の終了	(監理課)	四
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了	(道路課)	四
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課)	四

## 告

## 示

### 青森県告示第三百二十一号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の平成二十八年度第二次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百七十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十八年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十八年五月十六日から同年六月十日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場 所	名 称
平成二十八年 六月十八日 (土)	受付後に	位 置	陸上自衛隊青森駐屯地
		青森市大字浪館字近野四五 八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地

### 青森県告示第三百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
主たる事務所所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	
名 称	所在地	所在地	

医療法人孝信 会福原胃腸科 外科医院	三戸郡田子町 大字田子字上 野ノ下タ九八 の七	居宅療養 管理指導	医療法人孝信 会福原胃腸科 外科医院	三戸郡田子町 大字田子字上 野ノ下タ九八 の七	平成 三六・三・一
清藤 有則	黒石市大字市 ノ町二一	居宅療養 管理指導	清藤 歯科	つがる市木造 清水二二	平成 三六・三・八
株式会社ヤマ シヨウ	三戸郡南部町 大字小泉字上 館野三〇の三	訪問介護	ヘルパース ティション 絆	三戸郡南部町 大字斗賀字沼 田七の一	平成 三六・三・一八

青森県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人孝信 会福原胃腸科 外科医院	三戸郡田子町 大字田子字上 野ノ下タ九八 の七	介護予防 居宅療養 管理指導	医療法人孝信 会福原胃腸科 外科医院	三戸郡田子町 大字田子字上 野ノ下タ九八 の七	平成 三六・三・一
有限会社ケア サポート 健美	十和田市東三 番町三〇の二 六	介護予防 訪問介護	ケアサポ ート 健美	十和田市東三 番町三〇の二 六	平成 三六・三・一
株式会社ヤマ シヨウ	三戸郡南部町 大字小泉字上 館野三〇の三	介護予防 訪問介護	ヘルパース ティション 絆	三戸郡南部町 大字斗賀字沼 田七の一	平成 三六・三・一八

青森県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 仁正会	三戸郡三戸町 大字同心町字 諏訪内一〇	居宅介護 事業の種類	老人デイサー ビスセンター ほほえみ三戸	三戸郡三戸町 大字同心町字 諏訪内一〇	平成 三六・三・三
名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種類	名称	所在地	廃止 年月日

青森県告示第百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十八年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉 法人宏仁	東津軽郡平内町 大字小湊字薬師 堂六三の二三	居宅サ ービス の種類	名称 又は 名称	所在地	廃止 年月日
氏名 又は 名称	主たる事務 所の所在地 又は住所	居宅サ ービス の種類	名称	所在地	廃止 年月日

社会福祉 法人すみ れ会	黒石市馬場尻南 五八の一	通所介 護	すみれデ イサービス センター番 町	黒石市一番町 三〇	二六・三二五	"
--------------------	-----------------	----------	-----------------------------	--------------	--------	---

青森県告示第三百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十八年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人常光会	三沢市六川目六丁目二八の六	ひばり苑居宅介護支援事業所	三沢市六川目六丁目二八の六	平成二六・三二六	平成二六・四二七
株式会社リハビリ堂	五所川原市字中平井町一四四の二	ケアプラザンセータージャス	五所川原市字中平井町一四四の二	二六・三三三	二六・五一一
合同会社はあとねつと	弘前市大字和田町一四	居宅介護支援事業所はあとねつと	弘前市大字和田町一四	二六・三三三	"

青森県告示第三百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十八年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社シユラツ	弘前市大字境関字西田二八の一	介護用具貸与	テルス調剤薬局	弘前市大字境関字西田三二の五	平成二六・三二五	平成二六・三二九
社会福祉法人宏仁会	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	介護予防	ポータセバスターツ	東津軽郡平内町大字東田沢一字無沢一四の	二六・三一	二六・三三
社会福祉法人すみれ会	黒石市馬場尻南五八の一	介護通所	すみれサービスセンター番町	黒石市一番町三〇	二六・三二五	"

青森県告示第三百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
オーロラ薬局黒石店	黒石市野添町六四の四	平成二六・五一

調剤薬局ツルハドラッグ八戸諏訪店

八戸市諏訪三丁目三の二〇

三六・五二

青森県告示第三百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	平成 六・四・三

青森県告示第三百三十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）

二 作業期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

三 作業地域

青森県内全域

青森県告示第三百三十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に

より行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十八年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
福浦川目線	下北郡佐井村大字長後字野平八〇の二から 下北郡佐井村大字長後字野平九八の一まで	道路改良	平成 六・二・二四

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人藤代地域ふれあいの会

三 代表者の氏名

大瀬 忠義

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字浜の町東五丁目二の二

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者の知恵を借りながら自然体験活動を通じて子どもたちの自然への理解や興味関心を深めることにより弘前市及び周辺町村に居住する子どもたちの健全育成を図るとともに地域づくりに寄与することを目的とする。

---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭